

大阪福祉人材支援センターが取り扱う事業所・職種の範囲

<p>1. 対象事業所・職種</p>	<p>(1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所 (ただし、事業実施者が社会福祉法人の場合は公益事業も含む)</p> <p>(2) 介護保険法に規定する介護保険事業所</p> <p>(3) 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所</p> <p>(4) 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所</p> <p>(5) 社会福祉法に規定する福祉事務所、児童福祉法に規定する児童相談所、身体障害者福祉法に規定する更生相談所、知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、精神障害者福祉法に規定する精神保健福祉センター</p> <p>(6) 社会福祉分野の国家資格を持つ専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士）の場合、上記以外の社会福祉を目的とする事業を行う事業所</p>
<p>2. 対象職種の具体例</p>	<p>介護職、相談・支援・指導員、介護支援専門員、ホームヘルパー、保育士、社会福祉協議会専門員、セラピスト、看護職、事務職、栄養士、調理員、施設長、管理者、サービス提供責任者、ユニットリーダー、(障) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、運転手、用務員、その他医療職、教員など</p>
<p>3. 取り扱いできない求人</p>	<p>(1) 対象範囲であっても取り扱いができない求人</p> <p>①就業先の所在地が大阪府以外</p> <p>②労働関係法規を遵守していない求人</p> <p>③労働条件を明示できない登録型求人・・・いわゆる登録型ホームヘルパー</p> <p>④「名簿掲載」「完全歩合制」「会員加入や事業経営への参画が採用の前提」「謝礼扱い」などの求人</p> <p>⑤「請負契約による事業」「業務委託による職員派遣」の求人</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する求人</p> <p>①内容が法令に違反する求人</p> <p>②労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當な求人</p> <p>③求人者が労働条件を明示しない求人</p> <p>④一定の労働関係法令違反の求人者による求人</p> <p>⑤暴力団員などによる求人</p>
<p>4. その他</p>	<p>(1) 事業開始前の求人については、事業実施が確実であることを確認させていただきます。</p> <p>(2) 雇用形態（正職員、常勤（正職員以外）、非常勤・パートなど）は問いません。</p> <p>(3) 採用時期（年度途中の欠員補充や新年度新規採用など）に制約はありません。</p>